



JASDAQ

平成 28 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 植 松 商 会
代表者名 代表取締役社長 植松 誠一郎
(コード：9914 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 阿 部 智
電 話 022-232-5171 (代表)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 62 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関する知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 62 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規程の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等を行うものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役以外の取締役の任期が 1 年となることに伴い、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- ④ その他、上記変更に伴う条数の変更、規程内容の明確化等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 17 日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 17 日（金）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 本会社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(<u>新 設</u>)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) ～ (3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 本会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、8名以内とする。</p> <p>(2) <u>本会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(2) <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(3) <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(4) <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 <u>22</u> 条～第 <u>24</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>21</u> 条～第 <u>23</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>25</u> 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>24</u> 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 <u>26</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>25</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 <u>27</u> 条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 <u>27</u> 条 本会社は、会社法第 <u>399</u> 条の <u>13</u> 第 <u>6</u> 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 <u>5</u> 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 <u>28</u> 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(2) (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 <u>28</u> 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 本会社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 本会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、前条第 3 項により、選任された補欠監査役</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 本会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときを超えることができないものとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>第35条 本会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第32条 本会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
<p>第36条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第33条 監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>第37条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(2) 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>第34条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(2) 監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p>第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(社外監査役の責任限定)</u></p>	
<p>第40条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人 第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第44条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金) 第45条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第46条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人 第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第39条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 本会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 (2) 本会社は、毎年3月20日または9月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 (3) 本会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>第41条 (現行どおり) (附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第62 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>